

# エイジフレンドリー補助金活用好事例

～ ゴルフ場で働く高年齢労働者の熱中症予防対策のため空調服を購入～

## 事例提供事業場情報

事業場名：株式会社朝日ターフメンテナンス  
 所在地：千葉県我孫子市  
 業種：ゴルフ場（コース管理業務）  
 労働者数：79人  
 （高年齢労働者数は内34人）  
 企業規模：中小企業

## エイジフレンドリー補助金活用概要

利用コース：労働災害防止コース  
 対策内容：熱中症防止対策  
 対策詳細：熱中症防止対策として、体温を下げるための機能ある服を全労働者分購入。  
 購入機器：空調服34着  
 補助金額：対象経費の1/2

## エイジフレンドリー補助金活用内容

Q1.事業概要を教えてください。

A1.当社はゴルフ場の芝生管理（グリーンキーパー）を屋外で行っており、作業員の半数が高齢者です。

Q2.補助金をどのように知りましたか？

A2.同業他社が補助金を活用して熱中症対策（空調服の購入）をしたと聞き興味を持ちました。

Q3.補助金を活用して空調服を購入した理由を教えてください。

A3.当社では、熱中症予防のため塩分・水分補給の徹底と休憩時間も十分取ることとしていますが、これに加え空調服も着用すれば、より熱中症予防に効果的だと思い購入することとしました。また、過去に熱中症になって従業員が倒れたということもありました。

Q4.使った人の感想はどうでしたか？

A4.空調服を着用する前と比べると涼しさが全く違うという意見が多いです。猛暑日等では、冷却タオル等も併用するという工夫も自分たちで始めてより熱中症リスクを低減できるようにしています。

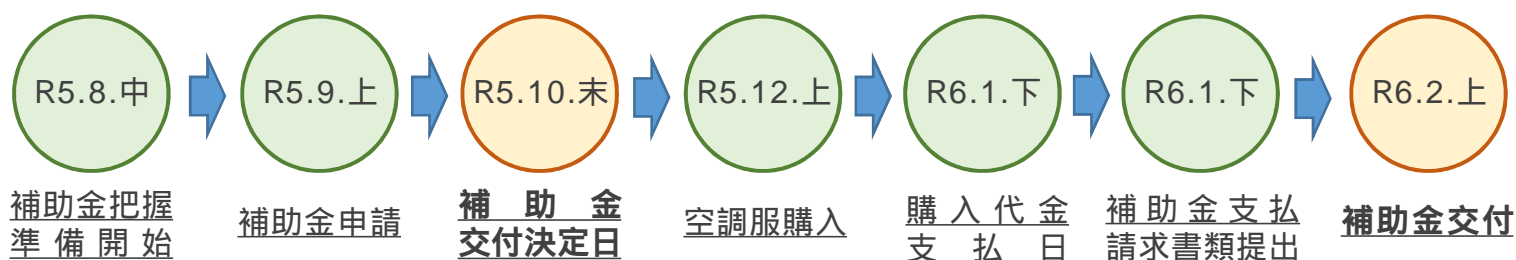
Q5.補助金活用の感想・意見を教えてください。

A5.熱中症リスク低減のため、空調服の購入は以前から考えていました。補助金の活用により高年齢者34人分の空調服の購入費用を半分に抑えることができました。補助金が無ければ、空調服の購入はしていなかったかもしれません。



【購入した空調服の写真】

## 申請の流れ



令和6年度エイジフレンドリー補助金を積極的にご活用ください！！（裏面参照）

# 「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内（抜粋版）

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

	高齢労働者の労働災害防止対策コース	転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること</li> <li>役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること</li> <li>高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している</li> <li>対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし）</li> </ul>	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器の購入・工事の施工等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費</li> </ul>
補助率	補助率：1/2	補助率：3/4	
補助上限額	上限額：100万円 （消費税を除く）		上限額：30万円 （消費税を除く）

**熱中症防止対策**はこちらのコースをご利用いただけます！

交付申請書類受付期間

令和6年5月7日～令和6年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限

令和7年1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
「エイジフレンドリー補助金事務センター」  
（ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

関係書類送付先	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください  関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません） 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では 送付しないでください	
お問合せ先	申請担当	支払担当
	電話：03(6381)7507 FAX：03(6381)7508	電話：03(6809)4085 FAX：03(6809)4086
受付時間	平日10:00～12:00/13:00～16:00 （土日祝休み、平日12:00～13:00は電話に出ることができません） <8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く>	

エイジフレンドリー補助金についての詳細は右のQRコードから厚生労働省ホームページにアクセスしご確認ください。

